

本宮七丁目

第2号

違反ごみ

撲滅キャンペーン

7月は違反ごみ撲滅キャンペーンでした。(継続中です)

会員の皆様には早朝から当番として立ち合い頂き誠にありがとうございました。おかげさまで違反ごみは相当数減ったと実感しています。これからも皆さんで、ごみ出しルールを守っていきましょう。

余談ですが今回の立ち合いが会員の皆様の交流の機会ともなり、有意義であったと感じています。

きちんと分別



関連してお知らせします。第2ゴミステーションですが、床面のペンキ塗りが、床面の

と投入口の補修をしていただきました。暑い中での作業だったと思います。

第4班のFさんKさんありがとうございます。

自主防災隊より

本宮七丁目自主防災隊では、次の防災資器材を保有しています。

- ・ 自主防災隊旗
- ・ 腕章 (7個)
- ・ ヘルメット (7個)
- ・ サイレン付メガホン
- ・ 折りたたみ式リヤカー
- ・ LEDランタン (2個)
- ・ LEDヘッドランプ (7個)
- ・ LEDライト (6個)

使うことが無いのが一番なのですが、もしもの場合に備えて保管場所、使用方法を皆さんに紹介しています。何のお知らせもしていませんでしたが、7月の稲荷公園の掃除(草取り)の場をお借りして、10分程度見ていただきました。同様にあと3回稲荷公園の掃除の場で紹介します。掃除当番でない方でも、どうぞ。

盛岡市からは、防災ラジオが貸与されています。これは緊急時には自動的に緊急放送を受信するものです。また本宮地区自主防災隊からは、防災無線機も貸与されています。

見守り隊

本宮小学校区

本宮小学校学区のほとんどの町内会では、『見守り隊』を結成し小学生の登下校時間帯に合わせ、交通安全等の見守り活動を行っています。本宮小学校からも協力要請があり、当本宮七丁目町内会でも、同様の活動を通して地域の子供たちの安全確保に協力したいと考えています。

他の町内会では、下校時間帯に合わせて週に複数回、主要交差点で見守りしたり、通学路を巡回したりしているようです。具体的なことは検討していきますが皆様の協力をお願いします。

地区懇談会

本宮小学校 大宮中学校

本宮小学校と大宮中学校の地区懇談会がそれぞれ開催されました。(当町内会の児童・生徒の数が少ない為、小・中とも他町内会と合同での開催となっております)

小学校も中学校も情報機器の使用ルールや子供たちへの使い方など苦慮しているようです。

ゆいっこまつり

6月3日本宮地域協働協議会ゆいっこまつり実行委員会主催による【ゆいっこまつり】が中央公園で開催されました。朝から曇天でしたが、ステージ発表あり、餅まきあり、飲食ブースありで、多数の方の来場がありました。

向中野小学校の合唱や本宮小学校の金管バンド演奏などでは大いに盛り上がりました。今年は見に行けなかった人も来年は見に行ってみましょう。ステージ発表に参加するというのも可能ですよ。



ステージ後方より(素人撮影)

町内会等行事予定

- ・ 9月24日 志波城まつり
 - ・ 10月15日 本宮地区町内会
 グランドゴルフ
 - ・ 10月21日～23日 本宮文化祭
- これらは本宮地区等の行事となります。詳細については各主催者から回覧等で案内があります。

本宮七丁目町内会の行事としては、11月11日(土)に町内会親睦会として、日帰り温泉昼食会を敬老会を兼ねて開催する方向で計画中です。

また今年度から米寿祝(88歳)を差し上げることになっています。

詳細は回覧でお知らせしますが参考までに、今年度は1929年(昭和4年)生まれ(またはそれ以前)の方が対象です。(お祝い金は1万円の予定)

あとがき

そろそろ会報の記事にする題材が無くなってきました。原稿募集します。町内会活動のこと、小学生の読書感想文等々受付ます。(薄謝ですが準備しようかと...)

次期町内会役員選出

前回の会報で、活動時間について

役職	町内会			町内会外		
	会議等	会議以外	備考	会議等	会議以外	備考
会長	16	16	会議→役員会議・班長会議	48	32	会議→盛岡市・本宮地区・本宮小・大宮中・他
環境防災部長	16	16		4	8	
文化体育部長	16	16	会議以外→事務(資料作成等)・連絡調整・活動(行動)	4	16	会議以外→ゆいっこ祭り・志波城まつり・本宮文化祭・老人運動会・グランドゴルフ・他(主に、イベント会場設営・撤収・イベント当日の支援)
福祉保健部長	16	24		4	8	
総務部長	16	48		4	8	
会計	16	32				
回覧配布係	0	48				
班長	8	8				

会と関連する組織・団体等の図解をしましたが、今回は、各役員等の活動(時間数)について考えてみます。

表(左上)は一年間にどれだけの間を役員として活動(行動)しているかおおよその時間を集計してみました。

(予想時間も含まれます。ただし盛岡市からの委嘱分としての活動や町内会会員としての活動時間は除きます)

例えば会長の町内会外での会議時間は48時間ですが、盛岡市や中学校・小学校の会議は必ず会長が出席しなくても代理でも構わないものがあると思います。同様に会議以外の32時間についても会場設営・撤収(テント・机・椅子・案内板・他)・駐車場係など、作業分担できるものがあります。

このようなことを考えていけば、役員(特に会長)の負担を大幅に削減することができ、次期役員を引き受けてくれる方が増えるのではないのでしょうか。

また各役員の負担を減らす(分散する)ことは役員を当番制にす

るとした場合でも有効であると考ええます。

来年度は役員改選期ですので、班長会議などで選出方法等検討していきたい、円滑な引継ぎができるようにしたいです。

個人情報保護法

平成29年5月30日全面施行

個人情報保護について当町内会での扱いは次の通りです。

1. 町内会で個人情報(氏名・電話番号等)を必要とする理由は、町内会活動を円滑に進める為です。
2. 町内会で保持している個人情報(町内会会員名簿作成や町内会行事参加者名簿、各種当番表等)で利用します。

また利用範囲は、本宮七丁目町内会としますが、本宮七丁目町内会が属している団体等も必要に応じて利用します。

3. 個人情報(特に会長の)の負担を大幅に削減することができ、次期役員を引き受けてくれる方が増えるのではないのでしょうか。

※これらのことは、名簿等にも記載し、注意喚起します。